

## ESRI統計より：国民経済計算 統計委員会国民経済計算部会 における国民経済計算次回 基準改定に関する審議結果

経済社会総合研究所国民経済計算部  
企画調査課課長補佐  
齋藤 達夫

### はじめに

統計委員会国民経済計算部会（以下「SNA部会」）における我が国国民経済計算（以下「JSNA」）次回基準改定に関する審議状況については、ESR No.7（2014年冬号）において、第1回SNA部会<sup>1</sup>及び第2回SNA部会の審議状況を述べたが、本号では、その後の第3回SNA部会及び第4回SNA部会、第5回SNA部会における審議結果について紹介する。

### 一般政府部門に係る記録の改善、雇用者ストックオプションの取扱い、企業年金の記録方法の変更について（第3回SNA部会）

「一般政府と公的企業との間の例外的支払（高額・不定期な支払）の取扱いの精緻化」、また「金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」として「雇用者ストックオプションの取扱い」「企業年金の記録方法の変更」について審議を行った。

まず、「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」については例えば以下を内容とする。具体的には、公的企業から一般政府への（特別な立法措置を伴うなど）不定期・例外的な資金の流れについて、現行基準JSNAでは実物取引の「資本移転」として記録し、政府の純貸出／純借入（いわゆる収支尻）の改善要因となっているところ、次回基準改定では2008SNAの考え方に沿って、「持分の引出し」（減少）及び反対取引としての現・預金の増加という金融取引

として記録され、収支に中立的な扱いとなる。こうした一時的な変動要因を実物取引から金融取引に変更することにより、一般政府の純貸出／純借入やプライマリーバランスの趨勢的な動向の把握が可能となる。

次に、「雇用者ストックオプションの取扱い」について述べる。雇用者ストックオプションとは、企業が雇用者に対して付与する株式の購入権のことであり、定められた日付またはその後の一定の期間内において、雇用者が、雇主企業の株式について所与の株数を予め定められた価格で購入することができる権利である。こうした雇用者ストックオプションについて、2008SNAでは、雇用者報酬に含めるとともに、それに対応して金融資産に記録することとされている。こうした取扱いを受けて、JSNAにおいても、権利の付与・行使に一定のパターンを仮定した上で推計を行い、雇用者報酬や金融資産に記録することとする。これによる雇用者報酬の押上げは0.01%～0.02%程度であるが、JSNAの国際比較可能性を高めるとともに、今後のストックオプションの増加の可能性に備え、提供情報を拡充する意義がある。

「企業年金の記録方法の変更」については、2008SNAにおいて、雇用関連の「確定給付年金制度」に係る発生主義での記録を徹底するとの勧告に対応するものである。次回基準の下でのJSNAにおいては、これに対応し、例えば、「退職給付会計基準」の対象となる確定給付企業年金や退職一時金制度に係る受給権についてこれまでは上場企業分を中心に計上していたものを、一国ベースに拡充するとともに、これらに関する雇主の社会負担（事業主負担分）について企業会計と整合的に、実際の支払ベースではなく将来への支給に備えた引当（発生）ベースで記録する、といった変更を予定している。こうした変更により、家計貯蓄（率）が影響を受けることが見込まれる。

以上について、特段の異議なく了承された。

### 金融資産分類の拡充・細分化、金融機関の内訳項目の精緻化、私立学校の制度部門上の位置づけについて（第4回SNA部会）

「金融資産分類の拡充・細分化」、「金融機関の内訳

<sup>1</sup> SNA部会は各開催回を通算しているため、本稿における第1回は、正式には第13回、第2回は第14回、第3回は第15回、第4回は第16回、第5回は第17回となる。同部会の資料は、次のURLを参照（第13回～第17回）<http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna.html#gl>

項目の精緻化」及び「私立学校の制度部門上の位置づけ」が審議された。

「金融資産分類の拡充・細分化」は、前項で説明した「雇用者ストックオプション」に加え、住宅ローン保証などいわゆる大数の法則が働く債務保証である「定型保証」といった新たな概念の導入や、年金受給権の取扱の変更等に伴う名称変更などの内容である。また、「金融機関の内訳項目の精緻化」については、2008SNAの勧告に沿って、「マネーマーケットファンド」（公社債投信の一部）や「公的専属金融機関」を新設する等としている。なお、「公的専属金融機関」には、政府系金融機関のうち、資金の運用側と調達側において限られたグループのみを取引相手とするような金融仲介機関が含まれる予定である。これらの変更について、SNA部会では、特段の異議なく了承された。

最後に、私立学校の制度部門上の位置づけを非市場生産者の対家計民間非営利団体から市場生産者の民間非金融法人企業に変更する事務局案について、第1回で審議した際に意見が分かれたことから、再度審議が行われた。委員からは、「SNAの国際基準の原則を重視することもユーザーとして意義があることと考えるため、事務局案を支持する」など、事務局案に賛成する意見が呈せられた一方、「SNAマニュアルに従えば、事務局案の整理になることは理解できるものの、国立学校と私立学校との間で、提供するサービスが異なる場合でもSNA上の産出額が私立学校の方が小さくなることは、一般のユーザーの方には受け入れられにくいのではないか」など、事務局案への異論も示され、委員の間で大きく意見が分かれた。

この結果、部会としては、次回基準改定では私立学校の制度部門の変更は見送ることとし、必要に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度検討する、との結論に至った。

## 答申案、2008SNAに係るその他の事項等について（第5回SNA部会）

第4回SNA部会までの議論を踏まえ、統計法第6条に基づく「国民経済計算の作成基準」の変更に係る答申案<sup>2</sup>について議論が行われ、了承された。

また、この他、作成基準には関わらないが、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定において対応する予定の2008SNAに係るその他の事項等について事務局から説明を行った。具体的には、①「所有権移転費用の扱いの精緻化」住宅・宅地の売買に係る不動産仲介手数料を新たに中間消費から総固定資本形成として記録する等）、②「中央銀行の産出の明確化」（中央銀行の産出のうち金融政策サービスなどの非市場産出分について、金融機関の中間消費でなく政府が最終消費する扱いとする等）等について、若干ではあるがGDP水準を高めるような事項が、次回基準改定では導入される予定となっている。

他方で、2008SNA事項のうち次回基準改定でも基礎統計上の制約等の理由から対応が難しいものとして、「フィナンシャルリースとオペレーティングリースの区分」（リース対象資産を使用することに伴う便益を賃貸人と賃借人のどちらが引き受けるかによって、同資産の貸借対照表での計上先を区別する）等があるとの説明も行われた。

## むすび

計5回にわたるSNA部会における審議の後、平成27年3月23日の第85回統計委員会において、「国民経済計算の作成基準の変更について」の答申案が審議・了承された。今後、内閣府国民経済計算部では、本答申に基づき、平成27年6月予定の「平成23年産業連関表（確報）」の公表を受け、平成28年度中を目途とする次回基準改定に向け実推計の作業を進めていく予定である。

斎藤 達夫（さいとう たつお）

2 答申案は、SNA部会第17回資料のうち、資料1を参照。これを踏まえて統計委員会から行われた答申は、次のURLを参照（諮問第70号）。  
<http://www5.cao.go.jp/statistics/inquiry/inquiry.html>